佐賀県告示第 199 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成30年5月11日から平成30年6月11日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

	W 1 6 5 1 1			
道路の種類	道路の区域			
及び路線名	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
一般国道	神埼市神埼町本堀字寒波	後	31.0~	453.1
385 号	2432 番 1 地先から		11.6	
	神埼市神埼町本堀字町裏			
	3209番1地先まで			
	神埼市神埼町本堀字寒波	前	29.9~	453.7
	2432 番 1 地先から		7.8	
	神埼市神埼町本堀字町裏			
	3209 番 1 地先まで			
県道	神埼市神埼町本堀字雨城	後	17.0~	165.3
市武神埼線	2770 番 3 地先から		14.8	
	神埼市神埼町本堀字雨城			
	2707 番 2 地先まで			
	神埼市神埼町本堀字雨城	前	17.0~	165.3
	2770 番 3 地先から		14.8	
	神埼市神埼町本堀字雨城			
	2707 番 2 地先まで			